

○総務省令第二十六号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第四項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月二十五日

総務大臣 鳩山 邦夫

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

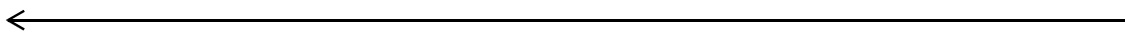
別記様式第1を次のように改める。

（別紙①を挿入）



別記様式第2を次のように改める。

(別紙②を挿入)



別記様式第2の次に次のように加える。

(別紙③を挿入)



## 附 則

- 1 この省令は、平成二十一年四月二十日から施行する。
- 2 この省令による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に発行される住民基本台帳カードについて適用し、この省令の施行の日前に発行された住民基本台帳カードについては、なお従前の例による。
- 3 この省令による改正後の別記様式第1中「図表」の部分及び備考4並びに別記様式第2中「図表」の部分及び備考4については、前項の規定にかかわらず、当該住民基本台帳カードを発行する市町村長（特別区の区長を含む。）が特に必要があると認める場合は、当分の間は、なお従前の例によることができる。